

# 入園に関する確認票

裏面もご記入ください

※申込児童1人につき1枚ずつ記入してください。

児童名	年 月 日生	施設名 (申込第一希望)
本確認票の記載事項を確認し、承諾いたしました。 また、証明書類が提出できない場合や、期間が終了した場合は退園いたします。		
令和 年 月 日		
保護者氏名 _____ ㊟ ※署名したときは押印を省略することができます。		

●「令和2(2020)年度保育所等入園案内」をよくお読みいただき、ご理解いただけましたら、下記項目にチェック☑してください。

<input type="checkbox"/>	「令和2(2020)年度保育所等入園案内」をよく読み理解しました。
<input type="checkbox"/>	虚偽の申込みをした場合は、入園承諾を取り消します。
<input type="checkbox"/>	希望施設は入りたい順番で記入してください。
<input type="checkbox"/>	申込書に記入されていない園については、選考の対象になりません。
<input type="checkbox"/>	希望施設数に制限はありませんが、必ず通える範囲で記入してください。
<input type="checkbox"/>	入園承諾後に、入園申込・申請を取下げた場合及び入園承諾を辞退した場合、翌月以降の選考で不利になります。
<input type="checkbox"/>	申込書や提出書類で不明な点について、職場や自宅に連絡してお聞きする場合があります。また、申込児童の健康状態・発達状況について、関係機関から聞き取りをする場合があります。
<input type="checkbox"/>	申込時に不足の書類がある場合は、各月の申込締切日までに提出してください。締切日後に提出された書類は、次回の利用調整(選考)から対象となります。
<input type="checkbox"/>	申込後、家庭の状況(就労状況等)に変更があった場合は、必ず保育課へ連絡し必要書類を提出してください。ご連絡がない中で変更が判明した場合、入園承諾を取り消します。

●下記項目に該当する方はチェック☑をしてください。

## 1. 育児休業中で申込みをする方

育児休業中での申込みは、入園の翌月1日付け(4月入園の場合は6月1日付け)までに復職することを前提としています。復職後は入園の翌月10日(4月入園の場合は6月10日)までに復職証明書を保育課又は入園した保育所等に提出してください。

## 2. 「出産」事由で申込みをする方(育児休業を除く)

「出産」事由の方の保育実施期間は、出産予定月とその前後2か月の最長5か月間です。これ以降の継続入園を希望する場合は、一度退園し「就労」等の事由で改めて申込みをしてください。

## 3. 出産予定の方(入園希望又は入園月前後2か月に出産予定がある方)

保育実施期間は、出産予定月とその前後2か月の最長5か月間です。原則としてそれ以降は一度退園となり、継続入園は認められません。保育実施期間終了後に保育所等の入園を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

保育実施期間を小学校就学前まで希望する場合は、出産予定月から2か経過後、申込時の保育を必要とする事由(「就労」等)を開始し、必要書類(◆稼働証明書(☆)等)を提出してください(育児休業を取得した場合は退園とします)。

## 4. 出産前の子どもの入園申込みをする方

出産前でも入園申込みができますが、出産が遅れる等の理由により、入園希望月の1日の時点で、希望する保育所等の入園年齢要件を満たさない場合は、入園承諾取消となり、次月以降に改めて選考が行われます。

## 5. 草加市外の保育所等を希望する方 →「令和2(2020)年度保育所等入園案内」参照

次の項目をお読みいただき、ご理解いただけましたら、チェック☑してください。

- ①申込み前に希望する自治体に、申込可能な条件、締切期限、必要書類を確認してください。  
(自治体によってこれら取扱いが異なりますので、希望する自治体にあらかじめ確認してください)
- ②保育実施期間については、多くの自治体で令和2(2020)年度末(令和3年3月31日)までとされていますが、希望する自治体により異なりますので、申込み前に確認してください。
- ③翌年度以降も継続利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。希望する自治体により申込締切日が草加市とは異なりますので、申込み前に確認してください。なお、継続利用を希望していても、継続利用の取扱い・選考結果等、相手先自治体の判断により、認められないこともありますので、あらかじめご了承ください。

●下記項目を確認の上、「はい」又は「いいえ」に○を記入し、「はい」の場合は書類を提出してください。

期日までに該当する書類の提出があった場合のみ調整指数表の指数に反映されます。〔令和2（2020）年度保育所等入園案内参照〕該当する書類の提出がない場合は、加算対象外や減算対象となり、利用調整（選考）で不利になります。ご注意ください。また、必要に応じて他に書類を提出していただくことがあります。

状況	○を記入	注意事項	「はい」の場合提出する書類
母子又は父子世帯	はい	<p>【離婚】又は【未婚（一度も婚姻歴がなく現在も婚姻状態でない）】の場合、右記書類のいずれか1点の書類を提出。（事実婚の方は母子又は父子世帯に該当しません）</p> <p>【離婚を前提に保護者が別居中で住民票が別住所】の場合、右記書類のいずれか1点の書類を提出。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭等医療費受給者証</li> <li>●児童扶養手当証明書</li> <li>●父又は母の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の離別・死別等の記載があるもの</li> <li>●離婚調停中であることがわかる書類</li> <li>●弁護士を通して離婚手続きを進めていることを証明する書類</li> <li>●公正証書</li> </ul>
生活保護受給世帯	はい		●生活保護受給者証の写し
申込締切日から遡り3年以内に転職している	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の職場での在籍期間が3年未満で1か月以内の転職だった場合のみ。</li> <li>・1か月以内の転職であれば前々職以前の職歴も適用。</li> </ul>	●前職等の就労期間（就職日・退職日等）・勤務者名・会社名等がわかるもの（例）◆在職証明書 等
求職活動中・就労内定で過去に就労実績がある	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込締切日から遡り5か月以内の間に6か月以上の就労実績がある場合のみ。</li> </ul>	
自営業又は親族が経営している会社に勤務している	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母、同居する65歳未満の祖父母等該当者全員分必要。</li> </ul>	●自営業の添付書類 〔「令和2（2020）年度保育所等入園案内」参照〕
草加市内の保育士（採用内定含む）	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の認可保育施設に保育士として月20日以上1日6時間以上の就労（採用内定を含む）をし、保育所等入園後、1年以上継続して勤務することに同意する方のみ。</li> </ul>	①保育士証の写し ②◆稼働証明書（☆）又は◆採用内定証明書（☆） ③保育士優先入所に関する同意書（☆）
父母が3か月以上不在	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込締切日時時点で該当する場合のみ。</li> <li>・単身赴任の場合は通勤距離が60km以上の場合のみ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【単身赴任の場合】</li> <li>●住民票又は勤務先からの単身赴任と期間を証明する書類</li> <li>【長期入院の場合】</li> <li>●医師の診断書等の入院期間を証明する書類</li> </ul>
65歳未満の同居者がいる（申込児童・保護者を除く）	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の同居者（申込児童・保護者・義務教育の対象者は除く）すべて。</li> </ul>	●保育を必要とする事由を証明する書類
介護対象者等である祖父母と同居している	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所が同一の場合のみ。</li> <li>・祖父母のうち一人が介護対象者等でない場合は対象外。</li> </ul>	●介護対象者等であることがわかる書類（例）介護認定がわかる被保険者証、介護施設を利用していることが分かる書類等
二世帯住宅	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所が同一で建物内で行き来することができない場合のみ（証明できない場合は同居と同じ取扱いとす）。</li> </ul>	●住宅の図面
障害者手帳等を所持	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居の同一世帯内のみ対象。</li> <li>・手帳の写しは氏名や等級等が記載されている部分。</li> </ul>	①障害者手帳等の写し ②草加市保育料等算定資料届出書（☆）
申込児童を認可外保育施設等に預けている	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園している施設で証明書を記入。</li> <li>・申込児童を申込締切日時時点で有料の施設に1日4時間以上×月16日以上×2か月以上預けている場合のみ。</li> <li>・一時保育施設も対象。</li> <li>・育児休業取得対象児童は利用調整（選考）加点の対象外。</li> </ul>	●在園証明書（☆）
2号・3号・新2号・新3号の認定を受けた兄弟姉妹を右記施設に預けている（新1号認定児童を除く）	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設：認定こども園（幼稚園部分）、幼稚園、企業主導型保育施設の地域枠、認可外保育施設等。</li> <li>・申込締切日において認定を受けている場合のみ。</li> </ul>	●在園証明書（☆）
兄弟姉妹を右記施設に預けている	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設：企業主導型保育施設の従業員枠</li> </ul>	●在園証明書（☆）
住民税の申告をしていない	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに申告をしてください。</li> </ul>	●市民税・県民税申告の控え
草加市へ転入予定で申込児童を草加市外の認可保育施設に預けている	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園している施設で証明書を記入。</li> </ul>	●在園証明書（☆）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31（2019）年1月2日以降に市外から草加市へ転入（予定含む）</li> <li>・草加市外居住のまま草加市の施設利用を申請する</li> </ul>	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2（2020）年度4月分～8月分の保育料算定の際にも用います。</li> <li>・令和2年7月末までに保育課に提出してください。</li> <li>・令和2年度9月分～3月分の保育料算定の際にも用います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【平成31（2019）年1月1日時点で草加市外在住の方】</li> <li>●平成31（2019）年度市県民税の課税（非課税）証明書（写し可）</li> <li>【令和2（2020）年1月1日時点で草加市外在住の方】</li> <li>●令和2（2020）年度市県民税の課税（非課税）証明書（写し可）</li> </ul>
海外から草加市へ転入（予定・申請者を含む）	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入がなかった方は草加市保育課にご相談ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【平成31（2019）年1月1日時点で海外在住の場合】</li> <li>●平成30（2018）年1月1日～同年12月31日までの収入がわかる書類</li> <li>【令和2（2020）年1月1日時点で海外在住の場合】</li> <li>●平成31（2019）年1月1日～同年12月31日までの収入がわかる書類</li> </ul>

次の書類は調整指数（選考）に影響しません。

未婚の母子又は父子世帯	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未婚で一度も婚姻歴がなく現在も婚姻状態でない場合のみ。</li> <li>・事実婚の方は母子又は父子世帯に該当しません。</li> </ul>	①父又は母の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ②草加市保育料等算定資料届出書（☆）
兄弟姉妹が右記の施設に在園している	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園している施設で記入。</li> <li>・申込児童が入園後も同時期に在園している場合のみ。</li> <li>【該当施設】幼稚園（※）、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、医療型児童発達支援、企業主導型保育施設、居宅型児童発達支援。</li> <li>（※）草加みどり幼稚園在園の場合は不要。</li> </ul>	①在園証明書 ②草加市保育料等算定資料届出書（☆）
3人以上の子どもが同居している	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込児童を含め、同一世帯に3人以上の子どもが同居し、第3子以降の児童が0～2歳児クラスに該当する場合のみ。</li> </ul>	●草加市多子世帯保育料軽減申請書（☆）
里親世帯	はい		●里親証明書の写し
障がい者世帯	はい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居者のみ</li> <li>【対象】国民年金の障害基礎年金受給者、特別児童扶養手当支給対象児、身体障害者手帳を所持、療育手帳を所持、精神障害者保健福祉手帳を所持。</li> </ul>	①障害者手帳等（左記対象）の写し ②草加市保育料等算定資料届出書（☆）

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。